

員の作為義務が法令によって与えられている場合でもない。結局のところ、控訴人らが主張する作為義務は、公務員の作為権限が法令によって具体的に規定されていない場合の作為義務に当たると解されるところ、このような場合には、原則的には、公務員の不作為に対し政治責任を負うにとどまると解され、例外的に、国民の生命、身体、財産に対する差し迫った重大な危険状態が発生した場合、国、特に行政機関が超法規的、一時的にその危険状態排除に当たらなければ国民に保護を与えられないようなときに、全法律的秩序の明示又は黙示の命令（条理）による国の作為義務を生じさせる必要があるにとどまる。しかし、超法規的、一時的にその危険を排除しなければならないほどの重大な危険状態が控訴人らに発生しているとはいえないから、控訴人らが主張する公務員の責務は、政治上、道義上の一般的な責務にとどまるものであって、法的な作為義務として評価されるべきものではない。

なお、控訴人らは、被控訴人がオランダの被害者に対する補償やアジア女性基金を通じての被害者に対する補償や医療支援をしたことによって自然債務類似の実体法上の権利を履行すべき法的義務を負った旨主張するが、これらは、いずれも自発的な取組みであって、国家間の合意や社会的規範による強制力によるものではない。

### 第3 当裁判所の判断

#### 1 本件の背景事情、本件被害女性らの被害事実等について

証拠（甲1ないし3、7、9、10、14ないし33、63（枝番のあるものについては、各枝番を含む。）、証人張応勇、控訴人林亜金、控訴人陳亜扁、控訴人陳金玉、控訴人黄有良）及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められ、この認定を覆すに足る証拠はない。

##### (1) 本件の背景事情

日本軍は、昭和6年9月18日のいわゆる満州事変を契機に中国満州地方

への軍事的介入を開始し、昭和12年7月7日のいわゆる盧溝橋事件をきっかけに中華民国政府と交戦状態に入った。

昭和7年のいわゆる第一次上海事変のころから第二次世界大戦の終戦時まで、長期に、かつ広範な地域において、軍事慰安所（以下「慰安所」という。）が設置され、ここに日本軍人相手の性労働を強いる数多くの軍隊慰安婦（以下「慰安婦」という。）が配置された。慰安所は、日本軍当局の要請により設営されたものであり、慰安所の設置、管理及び慰安婦の移送については、日本軍が直接あるいは間接にこれに関与した。慰安婦の中には、甘言、強圧によるなど、その意に反して集められ、性行為を強要された者も数多くあった。慰安婦は、戦地では常時日本軍の管理下に置かれ、日本軍とともに行動させられた。

日本陸海軍は、昭和14年、海南島に侵攻してこれを占領し、それに伴い海南島の島港の町にも慰安所が設置され、占領地域の拡大に伴い、各地に武装部隊が駐屯し、慰安所が増設された。

## (2) 本件被害女性らの被害事実等

### ア 譚玉蓮について

譚玉蓮は、大正14年（1925年）陰暦7月ころに保亭県南林郷南通村で生まれた黎族の女性である。同人は、昭和18年の春、日本軍が南郷に入り藤橋から三道を経て南林までの道路敷設をした際、18歳で徴用されて労働者となり、南林の拠点に連行された。そして連行されたその日のうちに、日本軍の食事の支度や洗濯の担当者との名目で「戦地後勤服務隊」に選ばれた。譚玉蓮は、南林で戦地後勤服務隊として仕事をしている最中に、山中に連れ込まれ、複数の日本軍人に強姦された。譚玉蓮は、拠点でその日の夜、通訳から「逃げ出すことはできない。もし誰かが逃げ出せば他の者や家族を殺す。」と言われたことから、日本軍人に従わざるを得なかった。譚玉蓮は、茅葺きの掘っ建て小屋に間仕切りをしただけの粗

末な個室に入れられ、ほぼ毎日複数の日本軍人に強姦された。譚玉蓮は、いったん南林の拠点から逃げ出すことに成功したが、再び日本軍に捕らえられて連れ戻され、それから1年以上の間同所に監禁されて過ごした。その後譚玉蓮は、大村へ連れて行かれたが、昭和20年半ばになると大村に駐屯していた日本軍が混乱し始めたため、譚玉蓮は、その隙を見て逃げ出した。

イ 控訴人黄有良について

控訴人黄有良は、昭和2年（1927年）12月10日に陵水県田仔郷架馬村で生まれた黎族の女性である。控訴人黄有良は、14歳の時に村に侵攻して来た日本軍人に自宅で強姦された。その翌日、日本軍人が控訴人黄有良の家に来て控訴人黄有良を強姦した。その翌日、控訴人黄有良は、架馬村に設営された日本軍の駐屯地に無理矢理連れて行かれ、駐屯地の中にある日本軍の慰安所に監禁され、毎日性行為を強要されたほか、掃除洗濯などの労働も強いられた。2、3か月後、控訴人黄有良は、藤橋に移送され、慰安所に入れられた。この慰安所は、部屋には鍵をかけられ、日本軍人が見張っていて逃げ出すことは不可能であり、控訴人黄有良は、ここで1日2回わずかな食事を与えられながら、ほぼ毎日日本軍人に強姦された。控訴人黄有良は、藤橋の慰安所に1年ほど監禁された。控訴人黄有良の身の上に同情した通訳の黄文昌が、控訴人黄有良の親が死亡したという話をし、日本軍の上官に願い出た結果、控訴人黄有良は自宅に帰ることが認められた。

ウ 控訴人陳亜扁について

控訴人陳亜扁は、昭和2年（1927年）12月16日に海南島陵水県で生まれた黎族の女性である。控訴人陳亜扁は、14歳の時、村に侵攻して来た日本軍人に駐屯地に連行されて監禁された。控訴人陳亜扁は、連行されて2日目の夜に2人の日本軍人に強姦された。控訴人陳亜扁は、昼は

掃除や炊事の仕事をさせられ、夜になると日本軍人に強姦される生活が2、3か月続いた後、藤橋にある慰安所に移送され、その後、元の駐屯地へ戻されたが、その間も、暴力を振るわれ、強姦された。控訴人陳亜扁は、日本の敗戦直前に日本軍人の隙をついて逃げ、山の中に隠れたため、日本の敗戦を知らずに、約1か月間山中で生活し、その後村へ戻った。控訴人陳亜扁は、24歳の時に結婚し、9回妊娠したがそのうち8回は流産又は死産であった。

#### エ 控訴人譚亜洞について

控訴人譚亜洞は、大正14年（1925年）7月に生まれた黎族の女性である。控訴人譚亜洞は、16、7歳のころ、侵攻して来た日本軍に徴用されて、「戦地後勤服務隊」に選ばれ、日本軍の駐屯地に連行された後、日本軍人に山中に連れ込まれて強姦された。控訴人譚亜洞は、このときの暴力によって片耳が聞こえなくなった。それ以降、控訴人譚亜洞は、駐屯地に監禁され、昼は日本軍のための水運び、洗濯、裁縫、炊事等に従事させられ、夜は日本軍人に強姦され、抵抗したり、逃亡しようとしたりすると棍棒等で殴られるという毎日を送った。控訴人譚亜洞は、監禁中、米飯と塩だけの朝食を与えられたが、昼食と夕食は自分で山菜を採って食べなければならなかった。控訴人譚亜洞が監禁されていた部屋は、茅葺きの掘っ建て小屋に間仕切りをただけの粗末なものであった。控訴人譚亜洞は、何度か逃走しようとしたが、監視していた日本軍人にすぐに捕まり、そのたびに棍棒で殴られる等の暴行を受けた。控訴人譚亜洞は、各地の駐屯地の慰安所を移動させられたが、そのうち大村の慰安所に継続して監禁されるようになり、その間日本軍人に強姦された。控訴人譚亜洞は、終戦間近になり、混乱していた日本軍の隙を見て逃げ出したが、現在でも、日本軍人に殴られた右肋骨背部が変形隆起したままになっており、左腰骨もずれて隆起し外部に湾曲したままになっている。



オ 控訴人林亜金について

控訴人林亜金は、大正13年（1924年）9月24日に保亭県南林郷羅葵村で生まれた黎族の女性である。控訴人林亜金は、昭和18年の夏、村に侵攻して来た日本軍人に捕らえられ、後ろ手に縛られて、什君邁にある日本軍の駐屯地に連れて行かれて、茅葺きの建物の部屋に監禁され、その翌日、複数の日本軍人に強姦された。控訴人林亜金は、以後毎日のように日本軍人に強姦され、少しでも抵抗すると、たばこの火を押し付けられるなどの暴行を受けた。控訴人林亜金はその後、日本軍の駐屯地等がある什浪、什丁、羅朋、田独の間を移動させられたが、その間、わずかな食事しか与えられず、什丁以外の全ての場所で粗末な部屋に一人で監禁され強姦された。控訴人林亜金は、少しでも抵抗をすると、日本軍人から殴られたり、蹴られたり、煙草の火を押しつけられたり、足をキリのようなもので刺されたりし、逃げられるような状況にはなかった。控訴人林亜金は、日本軍が撤退する直前に、田独で解放されたが、控訴人林亜金の身体には、日本軍人にたばこを顔に押し付けられたり、足をキリのようなもので刺されたりした傷跡が残っている。

カ 控訴人陳金玉について

控訴人陳金玉は、大正15年（1926年）12月15日に加茂で生まれた黎族の女性である。控訴人陳金玉は、14歳の時に自宅に押し入ってきた日本軍人によって父母のいる前で強姦された。控訴人陳金玉は、日本軍に対する恐怖心から、村から山へ逃げ、3か月間ほど山中に隠れていたが、日本軍人が控訴人陳金玉を探し出すために村人を集め拷問を加えたため、控訴人陳金玉は、村人から抗議を受けた父母から村人を救うためにと説得されて山から下り、日本軍駐屯地に連行された。その後、控訴人陳金玉は、駐屯地において、逃亡したことに対する制裁として、腹の下に刃を上に向けた軍刀の拔身を置かれ、その上で腕立て伏せのような四つん這

いの格好をさせられ、体を上げて楽な姿勢をとると棒で腰を叩くというような暴力を振るわれ、約3か月間監禁され、以後繰り返し日本軍人により強姦された。その後、控訴人陳金玉は、約2か月間、農作業に従事しながら、日本軍人に強姦される日が続いた。その後、控訴人陳金玉は、体の調子が悪くなり、自宅に帰された。

キ 控訴人鄧玉民について

控訴人鄧玉民は、大正14年(1925年)又は15年(1926年)ころに毛感郷千龍洞苗村で生まれた苗族の女性である。控訴人鄧玉民は、昭和18年ころ、日本軍に徴用された際、日本軍駐屯地近くで3人の日本軍人に強姦された。控訴人鄧玉民は、強姦された後、労働に出なかったところ、日本軍人が村に押しかけて来て控訴人鄧玉民だけでなく他の村人にも暴行を加えたため、控訴人鄧玉民は労働に出ることを拒否し続けることができず、以後、2年間労働に出たが、毎日のように駐屯地の倉庫の中で強姦され、3年間にわたって監禁された。

ク 黄玉鳳について

黄玉鳳は、保亭県加茂毛林村で生まれた黎族の女性である。黄玉鳳は、昭和15年ころから日本軍に徴用され野菜や葉たばこの栽培に従事していたが、昭和18年末ころ、頼進興という日本軍の協力者に脅迫され、同人の手引きにより日本軍人に引き渡され強姦された。黄玉鳳が監禁されていた場所は、駐屯地内の小部屋で「日本娘の部屋」と呼ばれる建物の一角にあった。黄玉鳳は、毎日のように昼夜を問わず複数の日本軍人に強姦され、日本娘と呼ばれていた慰安婦が来た時にだけ休むことができた。黄玉鳳は、一度逃げ出したことがあったが、すぐに捕まり、控訴人陳金玉に加えられたのと同様の制裁を加えられたことから、その後逃走を試みたことはない。黄玉鳳は、終戦間際、日本軍の隊長が殺害された混乱時に隙を見て逃げた。

ケ 本件加害行為のうち、拠点への連行、移送、あるいは連れ戻し、監禁及

びその見張り等の本件被害女性らの人身の自由を奪う行為は、着剣した銃等で武装した日本軍人による暴力や生命、身体に対する害悪の告知等によって行われたものであり、強姦等の性暴力は身体に直接的に加えられた暴力のほか、上記のような武器による威嚇や脅迫を背景として敢行されたものであった。本件被害女性らに対する上記人身の自由を奪う行為及び強姦行為については、部隊の「隊長」と呼ばれる軍人が率先して敢行する場合もあった。本件被害女性らは、いずれも、日本軍から解放された後に結婚したが、結婚後においても、慰安婦であったとして周囲の人々から誹謗中傷され、蔑視されるなどした。本件被害女性らは、日本軍から解放された後も、本件加害行為を行った日本軍人や本件加害行為による被害の状況を繰り返し夢に見たり思い出したりして、動悸、恐怖等を覚えることがある。

(3) 相続

譚玉蓮は、平成14年11月30日に死亡した。控訴人李徳良は、譚玉蓮の子であり、遺産相続協議により本訴請求債権を相続した。

黄玉鳳は、平成16年1月7日に死亡した。控訴人王徳雄は、黄玉鳳の夫、控訴人王政連及び控訴人王雪花は、黄玉鳳の子であり、本訴請求債権を各3分の1の持分割合で相続した。

- (4) 上記認定事実によれば、本件は、中華民国軍と交戦状態（日中戦争）に入った日本軍が昭和14年に中華民国の領土である海南島に侵攻してこれを占領し、その占領軍を組成する軍人と占領地住民（非戦闘員）である本件被害女性らとの間に生じた事件であるから、戦時国際法が適用されることとなる。陸戦に関する戦時国際法としては、本件当時、1907年第2回ハーグ平和会議議定の「陸戦の法規慣例に関する条約（以下「ハーグ陸戦条約」という。）」が既に発効しており（日本においては、明治45年2月12日発効）、既に成立していた慣例を陸戦条約の附属規則として成文化した「陸戦の法規慣例に関する規則（以下「ハーグ陸戦規則」という。）」が定められ